

蓬田村

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

青森県蓬田村

※村長あいさつ



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 他計画との関係	4
4 計画期間	4
5 計画の策定体制と村民意見の反映	5
6 県や近隣市町村との連携	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 本村における人口と子ども人口の状況	9
(1) 人口と子ども人口の推移	9
(2) 合計特殊出生率の推移	10
2 子育て家庭の状況	11
(1) 子育て世帯の推移	11
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者	12
3 就労状況	13
(1) 本村の就業率	13
(2) 母親の就労状況	14
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況	17
(1) 子育て支援事業の提供体制	17
(2) 子育て支援事業の利用状況	18
5 施策の進捗評価	20
6 本村における課題の整理	22
第3章 計画の基本理念と基本目標	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	26
3 施策の展開図	27
■子ども・子育て支援法に関する事業体系図	27
■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図	28
第4章 子ども・子育て支援の事業展開	31
1 教育・保育事業等の提供区域	31

2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	33
(1)	推計の手順	33
(2)	子ども人口の推計	34
(3)	家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出	35
(4)	教育・保育事業のニーズ量見込み	36
(5)	地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み	37
3	施設型給付	38
(1)	教育施設（幼稚園、認定こども園）	38
(2)	保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）	39
(3)	認定こども園【再掲】	40
4	地域型保育給付	41
(1)	小規模保育事業	41
(2)	家庭的保育事業	41
(3)	事業所内保育事業	41
(4)	居宅訪問型保育事業	41
5	相談支援	42
(1)	利用者支援事業	42
(2)	地域子育て支援拠点事業	42
6	訪問系事業	43
(1)	乳児家庭全戸訪問事業	43
(2)	養育支援訪問事業	43
7	通所系事業	44
(1)	子育て短期支援事業	44
(2)	一時預かり事業	44
(3)	時間外保育事業	45
(4)	病児保育事業	45
(5)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	46
8	その他事業	47
(1)	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	47
(2)	妊婦健康診査	48
第5章	次世代育成支援の施策展開	51
基本目標Ⅰ	地域における子育て支援サービスの充実	52
基本目標Ⅱ	母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	58

基本目標Ⅲ	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	62
基本目標Ⅳ	子育てを支援する生活環境の整備.....	68
基本目標Ⅴ	職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	71
基本目標Ⅵ	子ども等の安全確保.....	74
基本目標Ⅶ	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	76
基本目標Ⅷ	若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり.....	80
第6章	計画の推進体制.....	83
1	行動計画における子育て支援施策の周知方法.....	83
2	家庭・地域・行政との協働による推進.....	83
3	計画の進捗状況の把握.....	83
資料編	87
1	国における少子化対策の経緯.....	87
2	新たな子育て支援制度の検討の背景.....	88
(1)	新制度の主なポイント.....	88
(2)	子ども・子育て会議の設置.....	89
(3)	新制度の全体像.....	90
3	新制度の事業体系.....	91
(1)	子どものための教育・保育給付.....	91
(2)	地域子ども・子育て支援事業の種類.....	92
(3)	保育の必要性の認定について.....	92
4	新制度における公費のしくみ.....	94
(1)	幼稚園に対する公費のしくみ.....	94
(2)	保育所に対する公費のしくみ.....	95
(3)	施設型給付の算定方法.....	96
5	蓬田村 子ども・子育て会議条例.....	97
(1)	設置要綱.....	97
(2)	委員名簿.....	98
(3)	会議の開催日と審議内容.....	99

第 1 章



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、3法の一つである「子ども・子育て支援法」において「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」こととしていることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な支援内容が求められます。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族をはじめ、全ての子どもに対して身近な地域において法に基づく支援や援助、保護を可能な限り行うとともに、関連する諸制度と連携しながら一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

蓬田村（以降「本村」という。）では、国の少子化対策^{*}と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に蓬田村次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成22年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する村民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

そして、本村では平成27年4月からの新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、村内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「蓬田村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

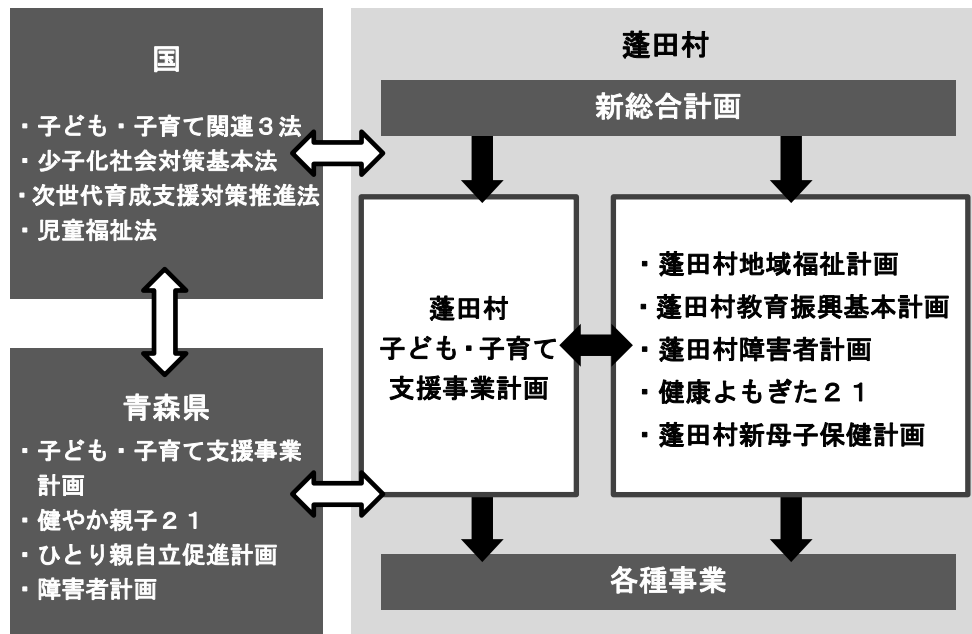
また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで村が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

※国の少子化対策の経緯と子ども・子育て支援制度の説明は、資料編の87頁に記載しています。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画の「蓬田村新総合計画」をはじめ関連する「蓬田村地域福祉計画」「蓬田村教育振興基本計画」「健康よもぎた21」「蓬田村新母子保健計画」「蓬田村障害者計画」「蓬田村放課後子どもプラン事業計画」との整合性を図りました。

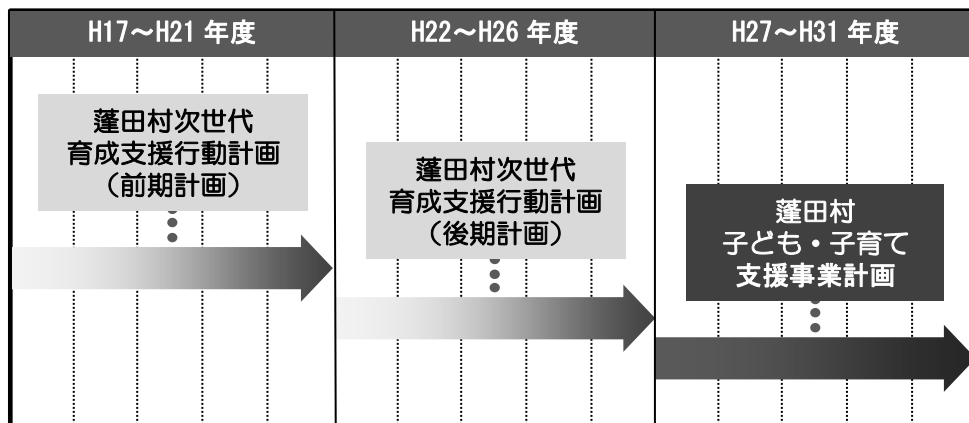
図 1.1 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

図 1.2 計画期間

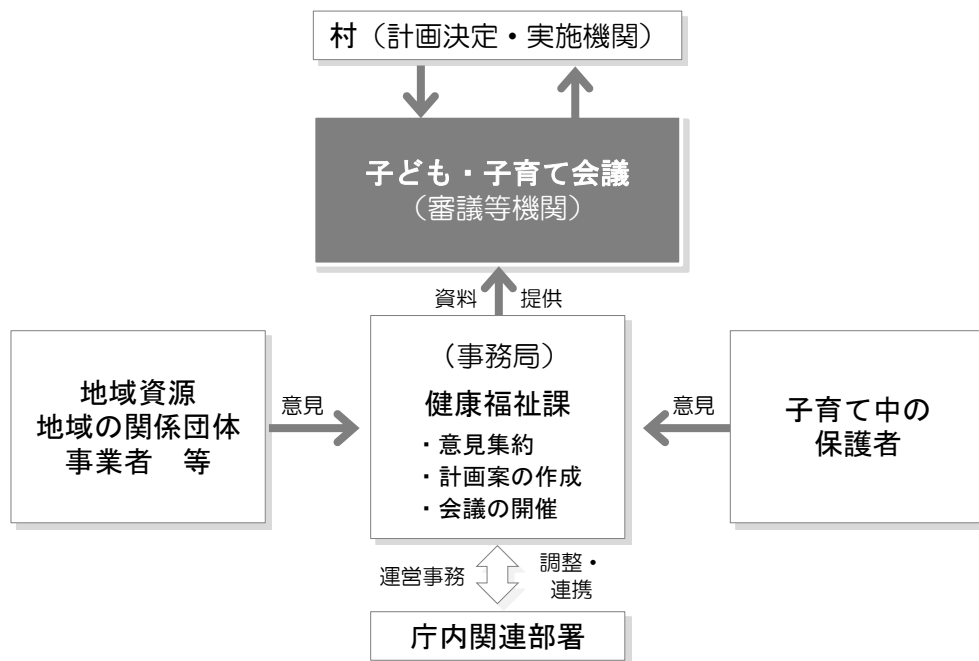


5 計画の策定体制と村民意見の反映

村民公募委員、学職経験者、関係団体代表などから構成される「蓬田村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、村民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、村民意見の反映に努めました。

図 1.3 計画の策定体制



6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。

第 2 章



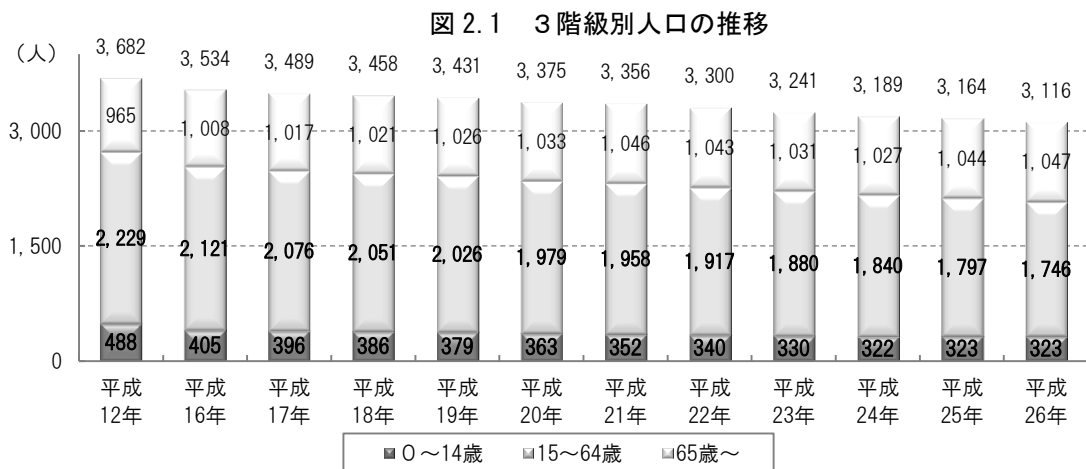
子ども・子育て支援の 現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本村における人口と子ども人口の状況

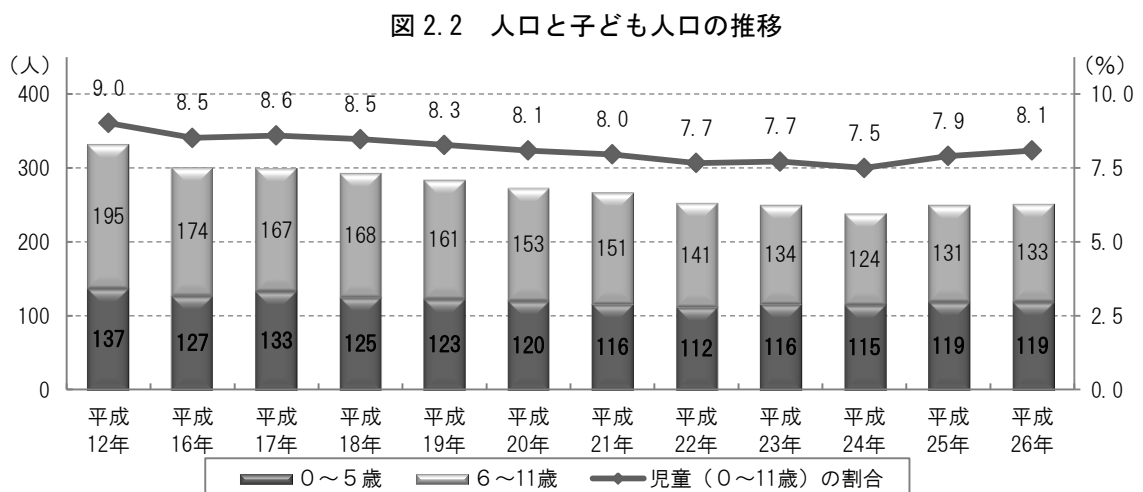
(1) 人口と子ども人口の推移

本村の人口は平成12年以降減少している状況です。3階級別人口をみると、平成12年以降老年人口（65歳以上）は1割増加し、生産年齢人口（15～64歳）は2割強減少しています。また、年少人口（0～14歳）は3割強減少しているものの、平成24年以降は横ばいの状態となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

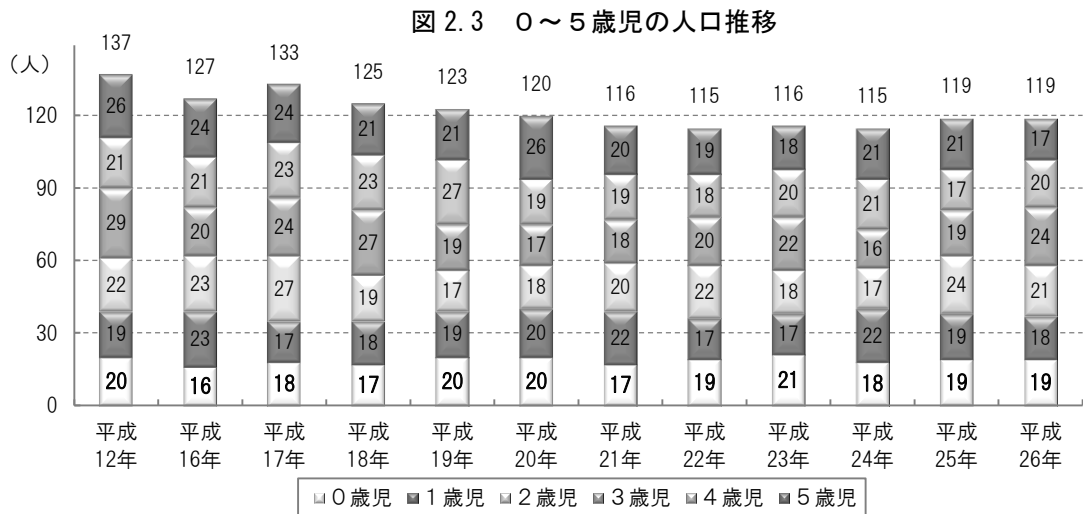
子ども人口（就学前児童および小学校児童）は、平成12～22年に減少した後、平成24年にも減少はしているものの平成22年以降は横ばい傾向にあります。その結果、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は平成22～24年に横ばいで推移した後上昇しています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合 資料：住民基本台帳（各年3月31日）



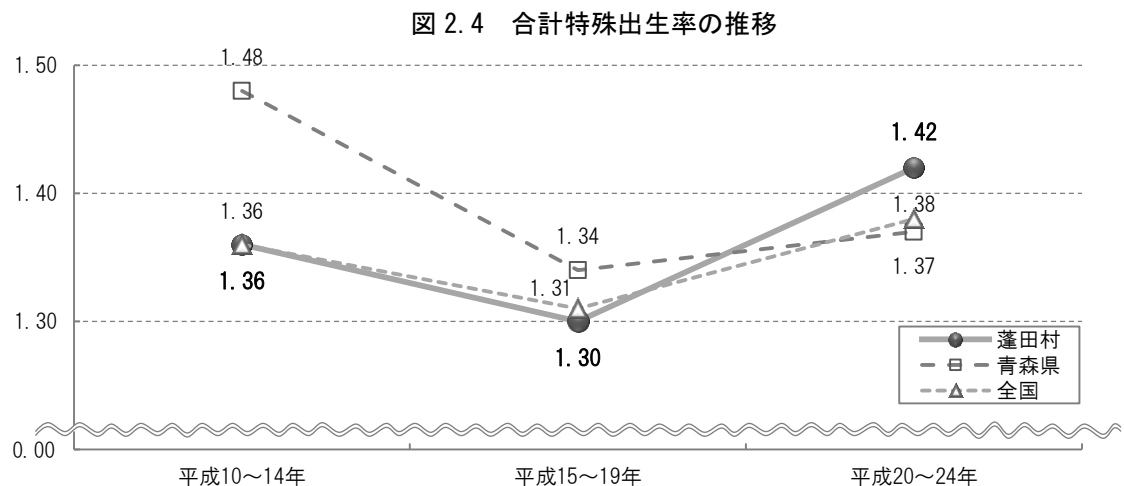
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、多少の増減はあるものの、全体的には平成18年以降横ばい傾向にあります。また、0～2歳児は平成12年以降、0.5割の減少にとどまっていることから、この傾向は今後も続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、平成10～14年、平成15～19年は青森県を下回り、全国と同じ水準で推移していますが、その後上昇し、平成20～24年には全国・青森県を上回っています。



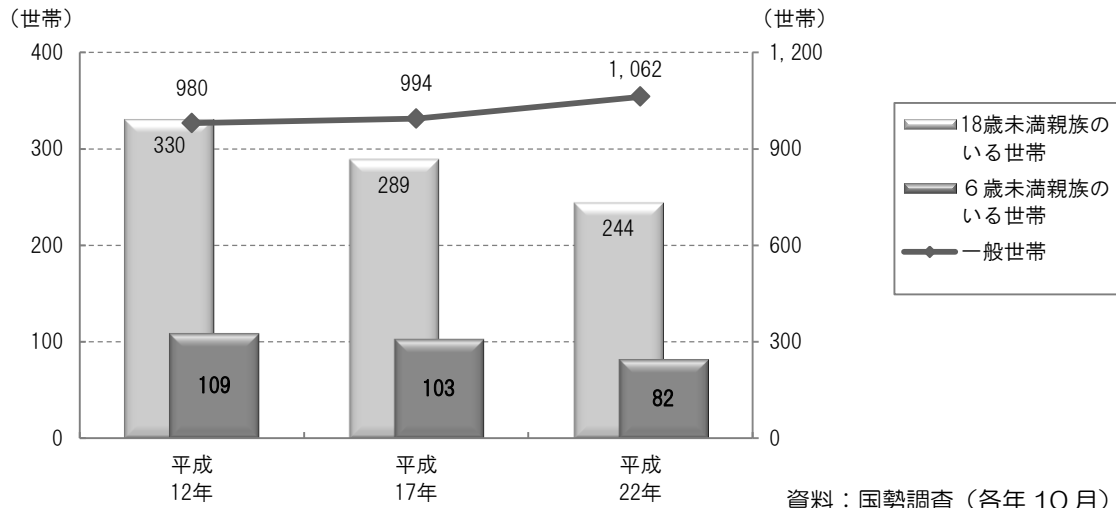
資料：厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

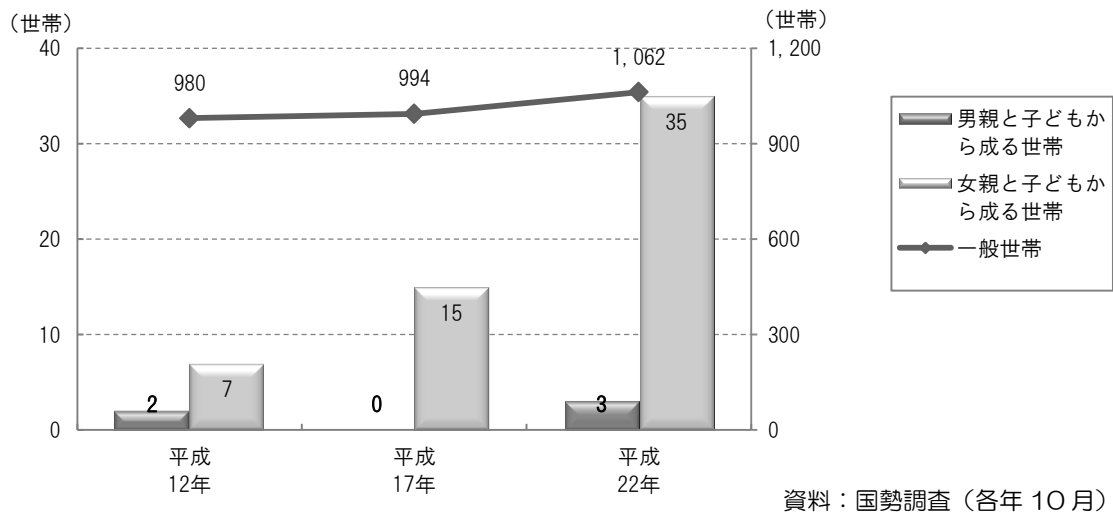
平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は大きく増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

図 2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯は平成17年に無くなりましたが、平成22年には増加しています。女親と子どもから成る世帯は大きく増加しています。

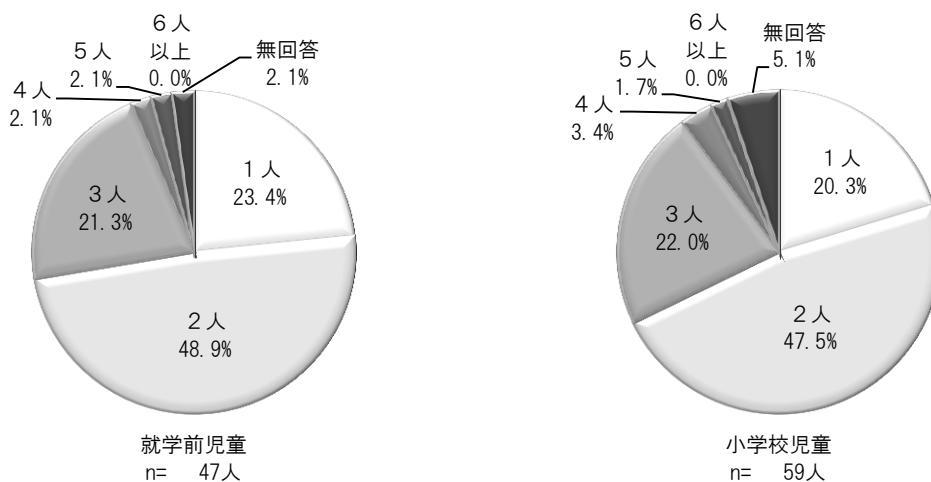
図 2.6 ひとり親世帯の推移



(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「2人」が最も多く、次いで「1人」「3人」の順となっています。一方、小学校児童では「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となり、「2人」以上の世帯が多くなっています。

図 2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「保育所」が最も多く、次いで「父母ともに」「祖父母」「母親」の順となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は1割弱となっています。

図 2.8 日常的に子育てに関わっている方

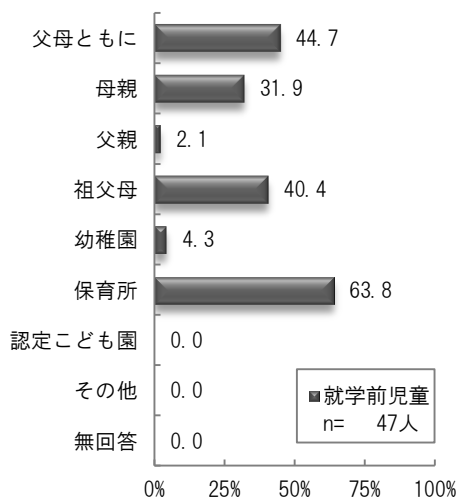
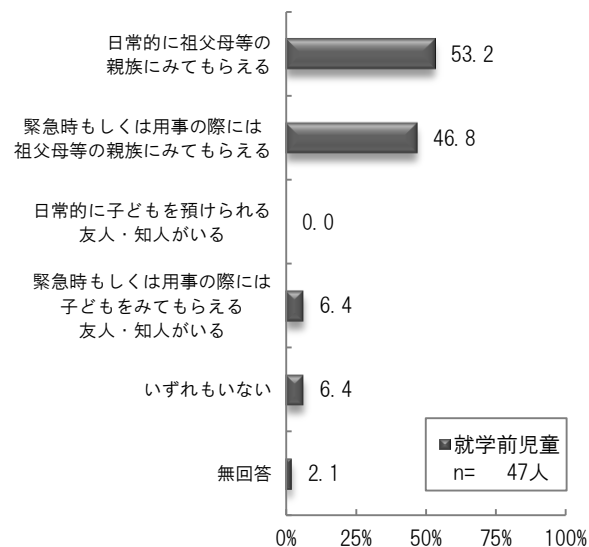


図 2.9 主な親族等協力者の状況



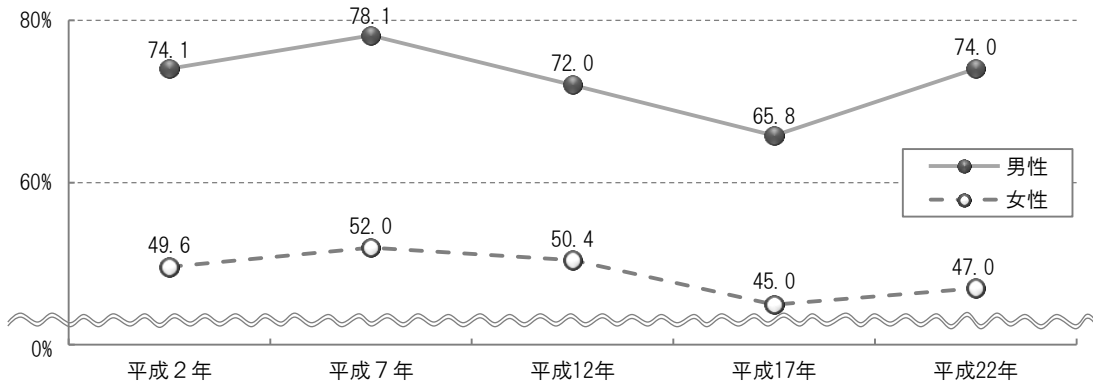
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

3 就労状況

(1) 本村の就業率

本村の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は平成7年から平成17年にかけて低下し、平成22年に大きく上昇しています。女性は男性よりも動きの幅は小さいものの、同様に推移しており、平成17年以降は横ばいの状態となっています。男性の就業率の低下には新規の就業者よりも既に離職した高齢者が上回っているものと考えられます。

図 2.10 男女別就業率の推移

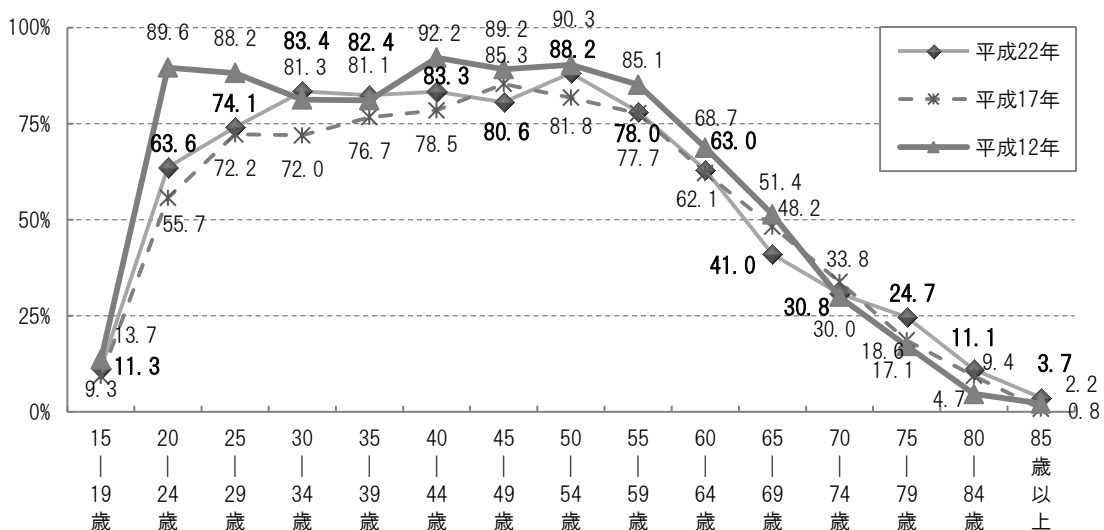


資料：国勢調査（各年10月）

平成12年の女性の年齢別労働力率は、20～24歳と40～44歳をダブルピークとするM字カーブを描いており、結婚後から子どもの育児（子育て）期間終了までの間に一時離職している様子が見えます。他方、平成17～22年は全体的に労働力が低下しており、なかでも20歳代の労働力の低下が大きい状況です。その結果、平成17年には45～49歳がピークとなり、平成22年には30～54歳とピークが幅広くなっています。

このように労働力率の高い30～40歳代女性が子どもの育児（子育て）をしながら安定して就業できるような環境整備が求められます。

図 2.11 女性の年齢別労働力率



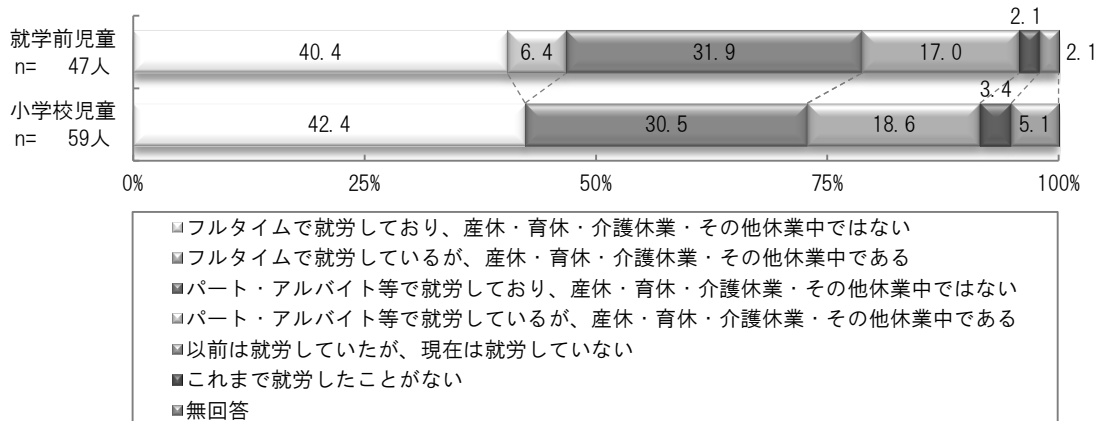
資料：国勢調査（各年10月）

(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は7割程度あり、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割弱となっています。

一方、小学校児童の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が7割程度です。

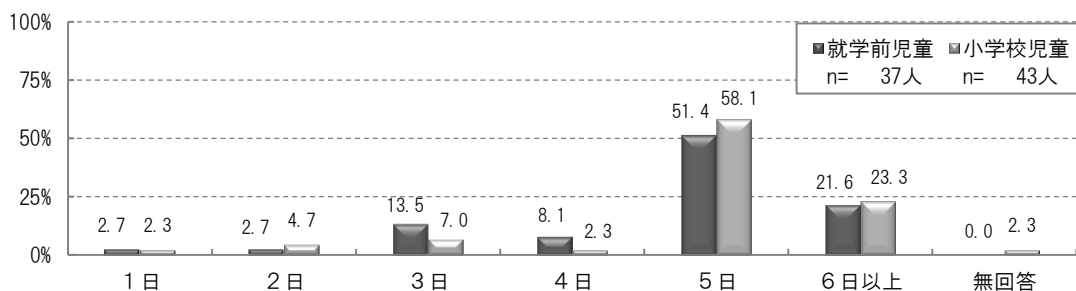
図 2.12 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

母親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」でともに2割であることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

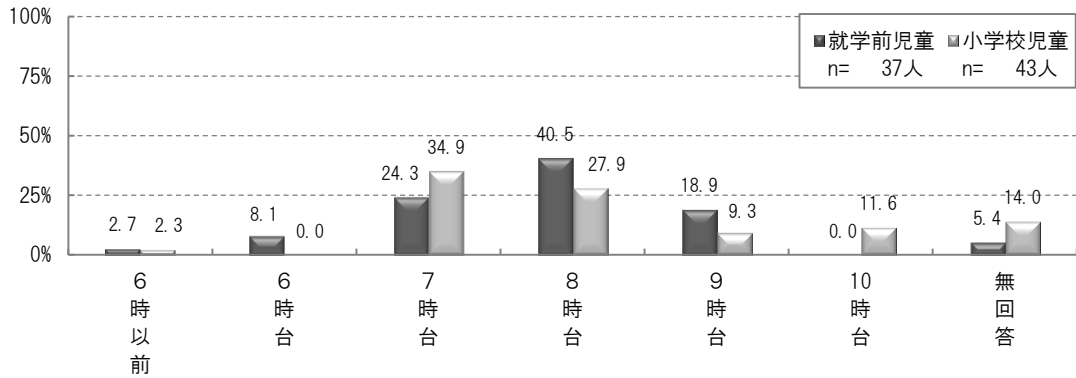
図 2.13 母親の就労日数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

母親の出勤時間をみると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」「8時台」が多くなっています。

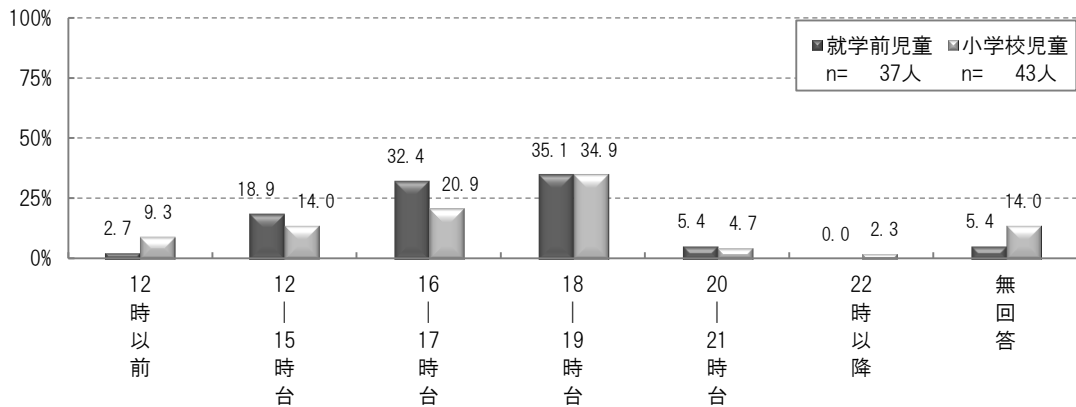
図 2.14.1 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

一方、帰宅時間は「20-21 時台」以降の方が少ないことから、「18-19 時台」まで利用できる延長保育の整備が必要となります。

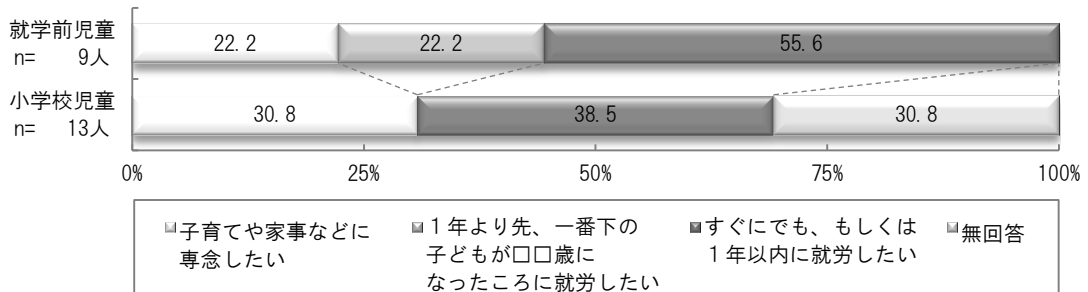
図 2.14.2 母親の帰宅時間



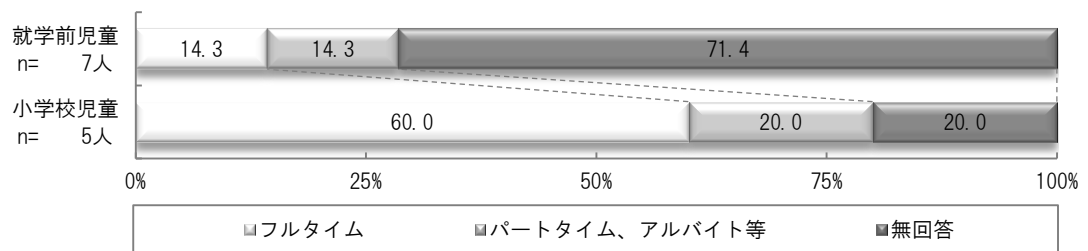
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「1年以内に就労したい」方が就学前児童では5割強、小学校児童では4割弱あり、希望する就労形態は「フルタイム」が1～6割台あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図 2.15 就労していない母親の今後の就労希望



希望する就労形態



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本村の子育て支援事業の提供体制は、平成25年10月時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育・保育事業では平成25年度やそれ以前の年度においても待機児童はいませんでした。

表 2.1 子育て支援事業の提供体制（平成25年10月）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数(人)
1 幼児期の教育・保育事業				
	幼稚園	か所	0	0
	認定こども園	か所	0	0
	認可保育所	か所	1	70
2 地域型保育事業				
	小規模認可保育所	か所	0	0
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	自治体の認証・認定の保育所	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業				
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	0	0
	一時預かり事業	か所	1	0
	病児・病後児保育事業	か所	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	0	0
	放課後児童クラブ（学童保育）	か所	1	0

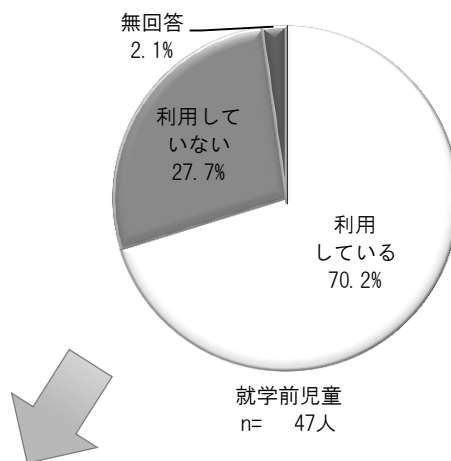
資料：健康福祉課調べ

(2) 子育て支援事業の利用状況

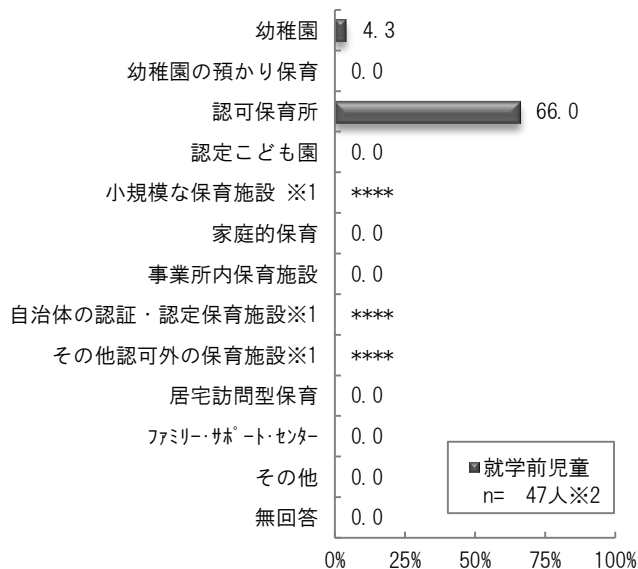
定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は7割あり、そのほとんどが「認可保育所」を利用し、「幼稚園」は少数となっています。

また、今後の利用については、「認可保育所」の利用希望割合が最も高いほか、「幼稚園」「小規模な保育施設」「認定こども園」が1割台、「事業所内保育施設」「ファミリー・サポート・センター」「幼稚園の預かり保育」「自治体の認証・認定保育施設」などで少数の利用希望があります。

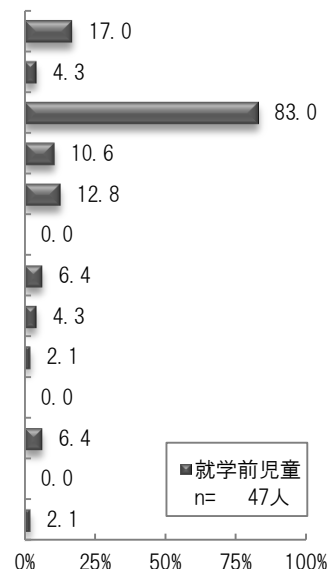
図 2.16 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用している定期的な教育・保育事業



希望する定期的な教育・保育事業



※1 「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他認可外の保育施設」は、本村では実施していません。

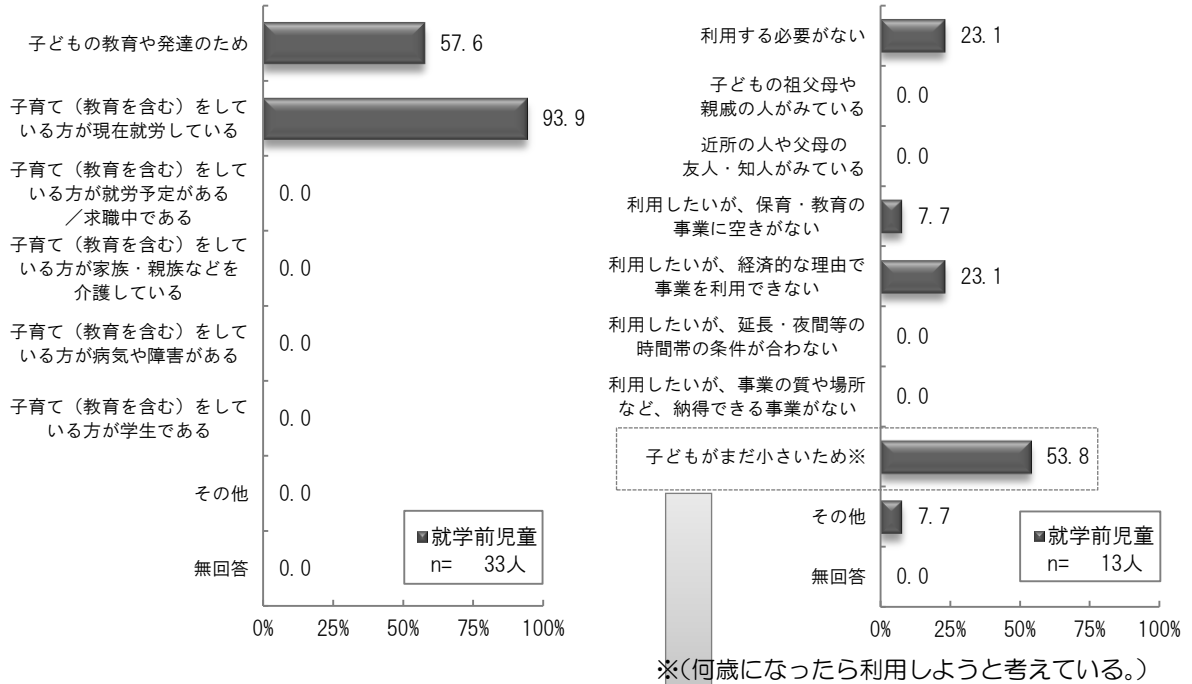
※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数 47人としました。

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

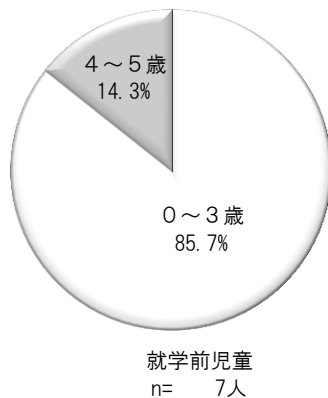
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」が5割強である一方で、「利用する必要がない」「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」方は2割台となっています。

図 2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成 25 年 10 月）

5 施策の進捗評価

後期計画は、8つの基本目標と28施策202事業により構成され、その結果として目標達成できた159事業（78.7%）、推進できた14事業（6.9%）、計画当初と同じであった25事業（12.4%）、評価できなかった4事業（2.0%）という進捗評価となりました。

施策「児童の健全育成」の中の「子ども手当の支給（新規事業）」は評価できませんでした。

表2.2 施策の進捗評価

施策名		事業数	目標達成	推進	現状維持	未実施	評価できず
計画全体		202	159	14	25	0	4
(1) 地域における子育て支援サービスの充実		55	40	2	11	0	2
①	地域における子育て支援サービスの充実	17	7	0	9	0	1
②	保育サービスの充実	10	8	0	2	0	0
③	子育て支援のネットワークづくり	2	1	1	0	0	0
④	児童の健全育成	23	21	1	0	0	1
⑤	その他	3	3	0	0	0	0
(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進		32	28	0	4	0	0
①	子どもや母親の健康の確保	18	17	0	1	0	0
②	食育等の推進	6	6	0	0	0	0
③	思春期保健対策の充実	5	5	0	0	0	0
④	小児医療の充実	3	0	0	3	0	0
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		45	43	0	2	0	0
①	次代の親の育成	5	3	0	2	0	0
②	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	25	25	0	0	0	0
③	家庭や地域の教育力の向上	9	9	0	0	0	0
④	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	6	6	0	0	0	0
(4) 子育てを支援する生活環境の整備		12	7	5	0	0	0
①	良質な住宅の確保	2	0	2	0	0	0
②	良好な居住環境の確保	2	1	1	0	0	0
③	安全な道路交通環境の整備	2	2	0	0	0	0
④	安心して外出できる環境の整備	4	2	2	0	0	0
⑤	安全・安心なまちづくりの推進等	2	2	0	0	0	0
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等		27	10	7	8	0	2
①	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	14	3	7	3	0	1
②	仕事と子育ての両立の推進	13	7	0	5	0	1

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

(6) 子ども等の安全確保		9	9	0	0	0	0
①	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	3	0	0	0	0
②	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	5	5	0	0	0	0
③	被害に遭った子どもの保護の推進	1	1	0	0	0	0
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進		22	22	0	0	0	0
①	児童虐待防止対策の充実	5	5	0	0	0	0
②	ひとり親家庭などの自立支援の推進	6	6	0	0	0	0
③	障害児施策の実施	11	11	0	0	0	0
(8) 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり							
①	多様な就労の場の確保と就労の支援						
②	行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進						



6 本村における課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や後期計画の施策進捗評価に基づき3つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望の比率をみると、「認可保育所」「小規模な保育施設」「幼稚園」「認定こども園」で希望が10ポイント以上上回っています。また、「事業所内保育施設」「ファミリー・サポート・センター事業」で10ポイント弱上回る状況です。そのため、利用者の新たなニーズに対応できるよう教育・保育施設の整備のあり方について県との広域調整を活用しながら検討することが必要です。

課題2 周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に対する支援対策

周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭、及び定期的な教育・保育等を「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」家庭はともに1割弱ありました。このような家庭に対しては、子育て支援の手を差し伸べる対策が必要であり、経済的支援とともに保育が困難になった際に随時子育て支援事業を利用できるような環境整備が求められます。

課題3 子育てに関する公的な相談体制

少数ではありますが、子育てする上で気軽に相談できる相手がない家庭があるものの、相談機能の役割を担っている「村保健師」や「民生委員・児童委員」「村健康福祉課」に相談する機会は少ない状況がみられます。周囲の援助が得られない環境にある家庭も含め、そのような状況を脱するために、子育て中の保護者の視点から公的な相談機関のあり方を再検討することが必要です。本村では地域子育て支援拠点事業は実施していませんが、当事業は相談機能もあり気軽に相談できる機関でもあるため、実施に向けた検討が必要です。

第 3 章



計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

少子高齢化が進み、家庭や地域で子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、子育てへの支援および地域の人々のふれあいがより一層重要になると考えます。

村では、住民のニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化して子育て相談の充実を図り、世代間交流等地域ぐるみの活動を促進することによって健やかでふれあいのある村づくりをめざしていきます。

《基本理念》

健やかでふれあいのある村

2 計画の基本目標

基本理念の実現をより確かなものとするため、村に最もふさわしい対策を取り入れた施策の基本目標を検討しました。

めざすべき社会を実現するためには、子育ての第一義的責任を持つ夫婦等の「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭を支えていく「地域の協育力の向上」が不可欠となります。このことを家庭と地域が再認識し、自らが主体的に子育てする力を養い、高めていくことが重要であるため、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを重点課題として取り組んでいきます。

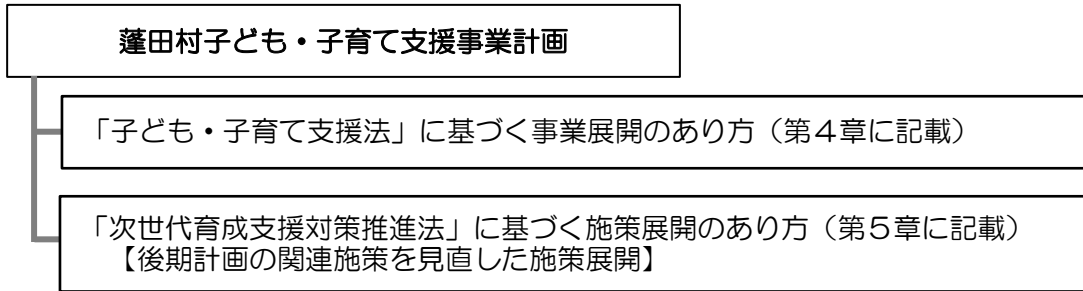
「共育」とは、家庭において夫婦等が協力して共に子育てすることであり、「協育」とは地域において地域の子どもと子育て家庭を地域住民で支え合い、協力して育てていくことを表わしたものです。すなわち、子どもを育てることは親も地域も子どもと一緒に育っていくという側面もあると考えられます。

《基本目標》

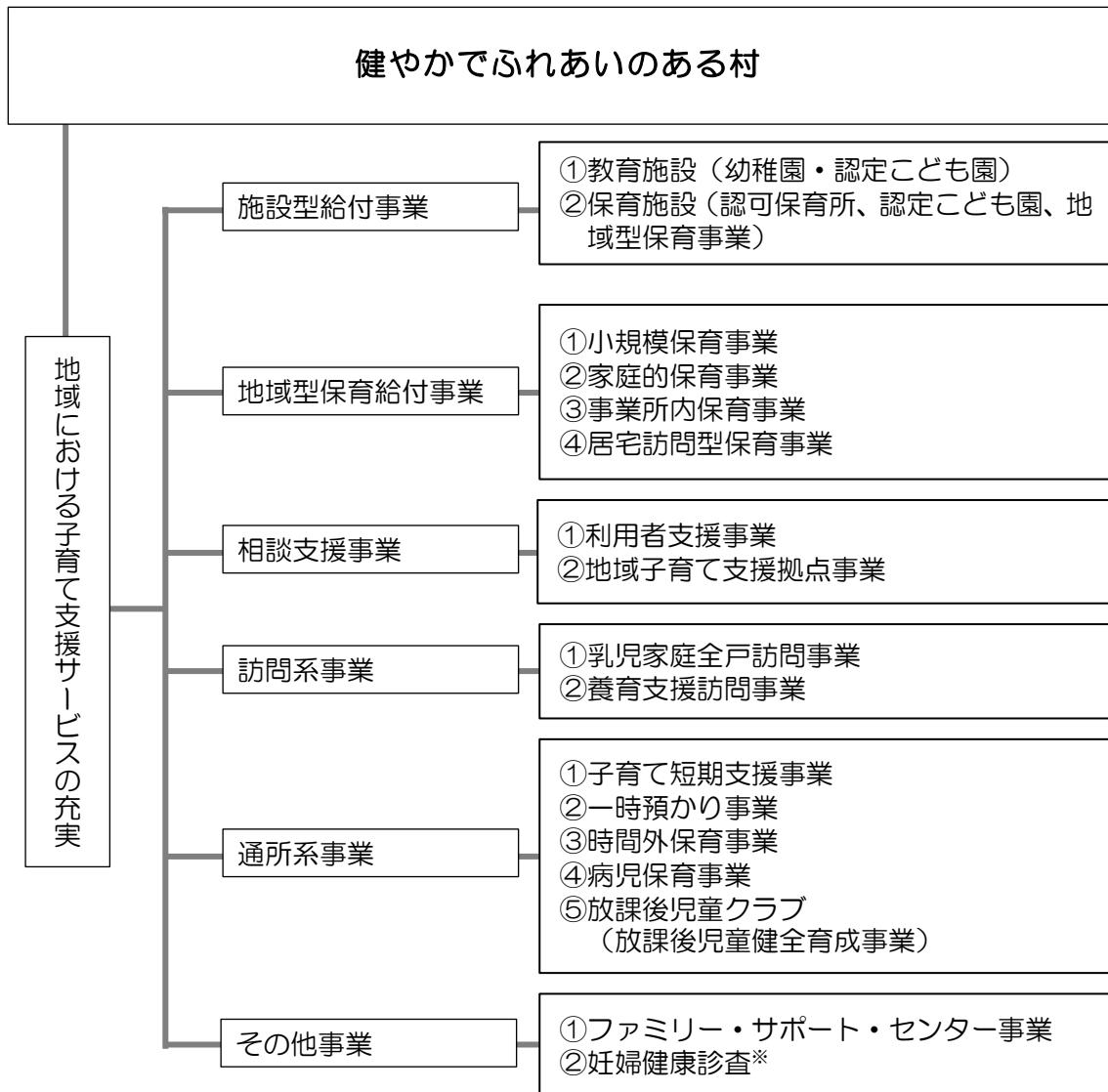
- 基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実
- 基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進
- 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 基本目標6 子ども等の安全確保
- 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- 基本目標8 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

3 施策の展開図

本計画は、第1章で記載したとおり「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。しかし、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、「蓬田村次世代育成支援行動計画（後期）」の関連施策の見直しを行い、これらの施策もあわせて計画に記載しました。



■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



※妊婦健康診査は、基本目標「母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進」の中で実施します。

■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図

